

# 長岡第四中学校PTA会則

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

この会は長岡第四中学校PTAといい、事務所を長岡第四中学校におく。

### 第2条 (組織及び会員)

1. この会は長岡第四中学校に在籍する生徒の保護者と、同校に勤務する教職員をもって組織する。
2. 会 員
  - ① 会員はこの会の事業に積極的に参加すること。
  - ② この会の入会・脱会は任意とする。
  - ③ 会員はすべて所定の会費を納めなければならない。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条 (目的)

この会は、学校と家庭および地域社会が連携し、生徒のしあわせとすこやかな成長及び、中学校教育の向上・充実をはかるとともに、会員の教養と親睦を深めることを目的とする。

### 第4条 (事業)

- この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 学校・家庭・地域社会の教育環境の改善をはかる。
  2. 会員相互の研修と親睦をはかる。
  3. その他本会の目的達成に必要な事業。

## 第3章 個人情報の取り扱い

第5条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運営するものとする

## 第4章 役職員

### 第6条 (本部役員)

本会に次の委員をおき、総称して本部役員とする。

1. 執行委員  
会長1名、副会長2名、庶務2名、会計2名
2. 運営委員  
行事委員3名、交流委員3名

尚、この会の定数及び、委員毎の人員数は、あくまで最低数に定める。その年度により、必要な人員数以上いても差し支えないものとする。(例：本中学校の創立記念等の節目となる年度)

3. 執行委員及び運営委員は政治的・営利的な行為はしないものとする。

第7条（役員及び委員の選出方法）

選出は、別に定める「役員選挙規則」による。

第8条（本部役員の職務）

1. 執行委員

会 長…この会を代表し、会務をつかさどる。

副会長…会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。

庶 務…この会の庶務をつかさどる。

会 計…この会の会計をつかさどる。

2. 運営委員

行事委員…学校行事への協力しつつ学校と家庭の相互理解を深める活動をする。

交流委員…地域活動の中心となり学校と地域社会の連携をはかる。

第9条（本部役員の任期）

1. 各役員の任期は、1ヶ年間とする。

2. 補充による着任の場合、前任者の残任期間とする。

第10条（会計監査の任務と選出）

会計監査は会員から2名とし、選出・任期は本部役員に準ずる。

任務はこの会の会計事項について監査し、総会に報告する。

会計監査は事前協議会に出席できるが、議決権はもたない。

第11条（学校代表）

校長及び教頭は、必要に応じ会の運営について、協議に参加できる。

第12条（顧問）

前役員を顧問におくことができ、会長の諮問に応ずる。ただし運営委員会の同意を得なければならない。

第13条（イベントサポーター）

イベントサポーター 36名

各学年から12名を選出、この会の各事業への参加および本部役員のサポートを行う。

任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

## 第5章 会議

第14条（総会）

総会はこの最高決議機関とし、定例総会と臨時総会とする。

1. 定例総会は年2回開き、次の事項を審議決定する。

①各年度の事業計画と事業報告、予算・決算・役員承認。

②その他重要な事項。

2. 臨時総会は会長が認めたとき、会員の2分の1以上の要求があったとき、開かなければならない。

3. 総会は会長が招集し、会員の3分の1以上（委任状も含む）の出席のより成立する。

4. 総会の議事は、出席者の2分の1以上の同意によって成立する。ただし可否同数の場合は、議長が決定する。

#### 第 15 条（事前協議会）

事前協議会は、総会に次ぐ決議機関として、本会の目的を達成するため、必要な会務を審議し決定する。

1. 事前協議会は、学校代表及び本部役員をもって構成する。
2. 事前協議会は、会長が必要に応じて開くことができる。
3. 事前協議会は、構成員の3分の1以上の要請があった場合、開かなければならない。
4. 事前協議会は、構成員の3分の2以上の出席によって成立し、その議決は出席者の過半数をもって行う。

#### 第 16 条（本部役員会）

この会の会務遂行のため、本部役員会を開く。

1. 本部役員会は執行委員・運営委員をもって構成する。
2. 任務は次のとおりとする。
  - ①総会および事前協議会に、案件の提案。
  - ②総会および事前協議会で、議決された事項の執行。
  - ③その他会務に必要な事項の処理。

#### 第 17 条（会議の開催方法）

第 14 条（総会）、第 15 条（事前協議会）、役員選挙規則、（第 9 条）の選挙管理委員会、および推薦委員会内規について、会議等を開催するにあたり、以下の通りに定める。

1. 上記の関係する会議を開催するにあたり、開催方法は対面形式を基本に行う。
2. 災害・感染症等により対面形式の開催が適当でないと判断される場合は、各条の構成員による総意に基づき書面又は ICT 等を利用した代替方法を用い開催できるものとする。

## 第 6 章 会 計

#### 第 18 条（経 費）

この会の経費は、会費・事業収入、その他をもって充てる。

#### 第 19 条（会費の納入方法）

この会の会費は、一会員（一家庭）年間 3,000 円とする。ただし転出入の場合は、在籍月より算出する。

#### 第 20 条（会計年度）

会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

## 第 7 章 補 足

#### 第 21 条（会則の変更）

この会則の改正は、総会において、出席者の過半数の賛成により行われる。

#### 第 22 条（そ の 他）

会員の慶弔および出張旅費については、別に内規を設ける。

付則 この会則は、昭和60年2月23日から施行する。

平成18年4月1日改正

平成28年3月8日改正

令和4年4月1日改正

令和5年12月1日改正

令和7年5月26日改正